

大井町いこいの村あしがら地区の取扱いについて（取扱基準）（案）

「観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る法第34条第2号の運用基準」第3項に関する大井町いこいの村あしがら地区における取扱いについては、次の各項に適合するものをもって、これに該当するものであることとして取扱うものとする。

1 対象区域及び地区

別添図示の区域内とする。

2 対象建築物の用途

大井町いこいの村あしがら地区の観光資源の有効な利用上必要なものとして建築する建築物は、当該地区の特性を配慮し調和ある発展を図ることができるもので、次のいずれかの用途に適合するものであること。

（1）ホテル又は旅館

旅館業法第3条による許可を要するホテル、旅館とする。

（2）飲食店・食堂又は喫茶店

食品衛生法施行令第35条第1号にいう飲食店営業に該当する店舗とする。

（3）土産物販売店

大井町内の特産物及び地場産品の土産物を主に取り扱う販売店とする。

（4）公衆浴場

公衆浴場法第2条による許可を要する施設とし、かつ、温泉法第2条の温泉を利用する施設とする。

（5）ホテル又は旅館の貸出施設並びに運動施設の付帯施設

ホテル又は旅館の中に設ける貸出施設（当該施設の受付等事務施設を含む）は、カラオケルーム、パーティールーム、貸会議室及びそれらを利用したサテライトオフィスやワーケーション施設とする。また、運動施設の付帯施設は更衣室、休憩所、事務施設、機械室、倉庫及びトイレ等の必要施設とする。

（6）従業員管理用施設

ホテル又は旅館施設の従業員宿舎とする。

(7) 凈化槽施設

ホテル又は旅館施設等の浄化槽施設とする。

(8) 温泉ポンプ施設

ホテル又は旅館施設等の温泉の汲み上げ(井戸)施設とする。

3 風俗営業等の禁止

前項に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を行う施設を除くものであること。

4 建築物の要件

(1) 建築物の形態は周囲の景観と調和のとれたものとして町の同意を得ること。また、同意結果とその内容について、開発許可等の申請書に添付すること。

(2) 建築物は、建築基準法、都市計画法その他の関係法令の規定を満足するものであること

(3) 対象区域の一部に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という。）第7条第1項の規定による「土砂災害警戒区域」及び第9条第1項の規定による「土砂災害特別警戒区域」が含まれるため、次の措置を講じること。

ア 当該建築物の所有者又は管理者は、当該建築物の安全対策及び警戒避難体制について、大井町と協議の上で土砂法第8条の2第1項に準じた避難確保計画を作成し、その内容を示す書面を開発許可等の申請書に添付すること。なお、当該避難確保計画は、定期的に点検を行うこと。

イ 建築物の建築又は用途の変更にあたり、都市計画法に基づく開発許可等を要する場合にあっては、当該開発区域（建築許可時に建築敷地）には「土砂災害特別警戒区域」を含めないこと。

5 その他

(1)他法令の規定に適合し、許可等が必要なものは許可等を受けられるものであること。

(2)対象建築物の用途について、判断が難しい建築物等の場合にあっては、適宜、大井町と神奈川県県西土木事務所で協議し、判断するものとする。

(3)大井町は、土砂法第27条第1項にかかる「土砂災害警戒情報」発令時には、利用者等の安全確保に努めるものとする。

附 則

この基準は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年 月 日から施行する。